

議案第151号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
項番号	執行機関	事務		項番号	執行機関	事務	
1	市長	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（ <u>法別表第1の27の項、51の項及び92の項</u> に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの		1	市長	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（ <u>法別表第1の19の項、35の項及び61の2の項</u> に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの	
[略]				[同左]			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
項番号	執行機関	事務	特定個人情報	項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[略]				[同左]			
20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施	[略]	20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施	[同左]

	設の管理に 関する事務 （法別表第 <u>1の27の</u> <u>項、51の項</u> <u>及び92の項</u> に掲げる事 務を除く。） であって市 規則で定め るもの			設の管理に 関する事務 （法別表第 <u>1の19の</u> <u>項、35の項</u> <u>及び61の2</u> <u>の項に掲げ</u> る事務を除 く。）であっ て市規則で 定めるもの	
[略]			[同左]		
備考 表中の[ ]の記載は注記である。					

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。